

第1回横浜市旭区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会 議事要旨

日 時	令和元年12月20日(金) 9時55分～10時50分
開催場所	旭区役所本館3階カンファレンスルーム
出席者	【選定委員会委員】 委員長：影山 摩子弥 (横浜市立大学都市社会文化研究科教授) 委員：入江 ゆきよ (旭区民生委員児童委員協議会代表) 馬場 正男 (税理士) 前田 敏子 (録音グループ エコー代表) 松田 文隆 (旭区老人クラブ連合会副会長) 【事務局】 福祉保健センター：岡ノ谷センター長 福祉保健課：小河内課長、吉村係長、山口、緒方
欠席者	なし
開催形態	公開 傍聴者なし
会議内容	1 あいさつ 旭区福祉保健センター長よりあいさつ。 2 委員紹介 事務局より選定委員の紹介。 3 今回の選定対象施設及び要綱について <ul style="list-style-type: none">・選定対象施設、指定期間について事務局より説明。・「横浜市旭区における福祉保健活動拠点の指定管理者の選定等に関する要綱について事務局より説明。・「横浜市旭区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱(以下「運営要綱」という。)」について事務局より説明。 4 委員長選出及び委員長職務代理者の設置について <ul style="list-style-type: none">・運営要綱に基づき、互選により影山委員を委員長に選出。・運営要綱に基づき、委員長が入江委員を委員長職務代理者に指名。 5 委員会の公開・非公開について 事務局より案を説明し、審議のうえ次のとおり決定。 <ul style="list-style-type: none">・第1回選定委員会審議事項である、申請要項(案)の内容、選定基準、選定手続きの細目すべてを公開とする。・第2回選定委員会審議事項のうち、申請団体審査、指定候補者の選定は非公開とする。 ※なお、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑応答は公開とする。

6 福祉保健活動拠点の指定管理者の選定について

(1) 申請要項（案）について

事務局より案を説明し、審議のうえ事務局案のとおり決定。

(2) 審査・選定について

事務局より案を説明し、審議のうえ次のとおり決定。

ア 評価基準項目（採点表）について

- ・各項目の採点は5段階評価（5・4・3・2・1）で行い、それぞれ係数を掛けて、項目の評点を算出する。
- ・ただし、項目7「前期の指定管理業務の実績」については、配点を±10点とする。
- ・満点は220点とする。

[主な質疑応答]

委員：5段階評価のつけ方は、個人の感覚的な評価でよいのか。

事務局：評価のつけ方について、このレベルだったらこの評価、という明確な基準は示せない。申請要項に記載している拠点の役割等と、実際の申請書類やプレゼン内容を照らし合わせ、一般的に見てもらえればよい。拠点を実際に使っている委員については、普段の利用から見えてくるものも判断材料にして頂ければと思う。

委員長：他の選定でも、だいたい3くらいが合格ライン。4、5はなかなかできているな、という場合で、1、2だと課題があるので是正してほしい、ということになる。

事務局：このあと説明する最低制限基準の案も60%以上で合格としているので、だいたいそのお考えに合致している。

委員長：任せられないかな、という場合は1、2。任せてもいいかなという感覚だったら3以上の評価で良いのではないか。

委員長：PDCAサイクルについての話があったが、他の審査で「うちの団体は改善点はありません」と言い切った組織があった。「改善点がない」と言い切ったところを、指定管理者に指定していいのか、という議論があるが、そういう場合はどうしたらよいか。

事務局：現指定管理者の旭区社会福祉協議会に関しては、毎年度、事業振り返りの際に、改善すべき点等について区とともにチェックしながら進めている。我々の把握している現指定管理者は、懸念されているような傾向はないと思っている。

委員長：だから非公募ということで、了解した。

イ 財務状況に係る項目の評価について

- ・健康福祉局による外部評価の結果を参考にし、財務に関する有識者の委員による評価結果を、評価を付けた理由を選定委員会で共有したうえで、全委員が同じ評点をつけるものとする。

ウ 最低制限基準について

- ・最低制限基準を配点合計の60%以上とする。
- ・個々の委員の評価が60%以上となることを要する。

エ 選定委員が委員会を欠席した場合の取り扱いについて

- ・第2回選定委員会（面接・審査）を欠席した場合は、集計に含めない。

オ 内容変更・追加の禁止について

- ・申請書類については、申請受付後切までの内容変更又は書類の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とする。
- ・面接時に説明資料を配布することやパワーポイントで説明をすることについては認める。

カ 面接時のタイムスケジュールについて

- ・合計45分とする。
(プレゼンテーション15分、質疑応答15分、意見交換・採点表記入15分)

キ 選定委員会の採点及び公表方法について

- ・各委員の採点及び採点理由等の相互確認を行う。
- ・評価が6割に満たない委員がいた場合は、相互確認の場で審議を行う。
- ・個々の委員の採点を、委員名を伏せてホームページ上で公表する。

ク 委員と申請団体との利害関係の確認について

より公平な審査を期するため、委員と申請団体に利害関係がないことの確認書を委員が提出する。

- ・委員本人との利害関係が確認された場合
→申請要項に規定する欠格事項に該当し申請団体を失格とする。
- ・委員の2親等以内の親族との利害関係が確認された場合
- ・委員が申請団体に対し請負をする者もしくはその団体の役員等であることが確認された場合
→委員を排斥する。

(3) 今後の選定委員会の日程について

第2回選定委員会は、令和2年4月3日（金）15時からの開催で決定。

以上